



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 126/2021年6月号

発行日：2021年6月25

先日気象庁から関東甲信地方も梅雨入りしたとの発表がありました。これから約1か月程度は、全国的にジメジメとした本格的な梅雨のシーズンになります。コロナ禍の中で、天候的には冴えない日が続きますが、心や体のメンテナンスをしっかりとしながら乗り切りたいところです。そしていよいよ東京オリンピックまで約1か月となりました。変異株の感染も拡大し、開催に否定的な人々も多中で、どのような大会になるのか、この先の議論を見守っていきたいと思います。

I. 最新情報（2021年5月1日～2021年5月31日）

1. 業種別委員会

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年 5月20日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第50号 「一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る監査上の取扱い」の改正について」及び「専門業務実務指針4466「一般送配電事業者が作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、内部留保相当額管理表に対する公認会計士等による合意され	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、2021年5月13日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第50号「一般送配電事業者が作成する送配電部門収支計算書等に係る監査上の取扱い」の改正について」及び「専門業務実務指針4466「一般送配電事業者が作成する超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、内部留保相当額管理表に対する公認会計士等による合意された手続業務に係る実務指針」を公表いたしましたので、お知らせします。	2021年3月31日以後終了する事業年度に係る監査及び合意された手続業務

		た手続業務に係る実務指針」の公表について		
--	--	----------------------	--	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし。

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし。

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年 5月26日	公開 草案	「公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」（公開草案）の公表について	日本公認会計士協会（公会計委員会）では、公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」について、次の監査基準等が「その他の記載内容」に関して改訂されたことを受けて、所要の見直しを行ってまいりました。・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（2020年11月6日）・監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」の改正（2021年1月14日）・「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂（2021年3月26日）このたび見直しを終えたため、「公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」（公開草案）として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期限 2021年7月 13日

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし。

6. その他（会計制度委員会等）

	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年 5月27日	研究 報告	「監査基準委員会研究報告第1号「監査ツール」の改正について」の	日本公認会計士協会（監査基準委員会）では、2021年5月13日の常務理事会の承認を受けて、同日付で「監査基準委員会研究報告第1号「監査ツール」の改正について」を公表しました。	—

		公表について		
2021年 5月31日	周知	監査契約書及び任意監査契約書の様式の更新について	法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」を2021年3月25日付けで改正したことに伴い、以下の監査契約書及び任意監査契約書の様式を更新しました。	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

東京証券取引所の新市場区分の概要と移行に向けた実務対応

1. 新市場区分と上場基準

東京証券取引所(以下「東証」という)は、2022年4月に従来の市場第一部・市場第二部・マザーズ・JASDAQ(スタンダード及びグロス)の5つの市場を、3つの市場区分に移行します。それら3つの市場区分は、①プライム市場(より高いガバナンス水準を備える企業向けの市場であり、現行制度の市場第一部に相当)、②スタンダード市場(上場企業としての基本的なガバナンス水準を備える企業向けの市場であり、現行制度の市場第二部・JASDAQスタンダードに相当)、③グロス市場(高い成長可能性を持つ企業向けの市場であり、現行制度のマザーズ・JASDAQグロスに相当)で構成されます。

市場区分ごとの定量的基準は下記の通りとなります。

① プライム市場

	新規上場基準	上場維持基準	経過措置(※)
株主数	800人以上	800人以上 (改善期間:1年)	
流通株式数	20,000単位以上	20,000単位以上 (改善期間:1年)	10,000単位以上 (改善期間:1年)
流通株式時価総額	100億円以上	100億円以上 (改善期間:1年)	10億円以上 (改善期間:1年)
流通株式比率	35%以上	35%以上 (改善期間:1年)	5%以上 (改善期間:1年)
売買代金	—	1日平均売買代金0.2億円以上(改善期間:1年)	月平均40単位以上 (改善期間:6か月)
時価総額	250億円以上	—	
収益基盤	最近2年間の利益合計が25億円以上、または最近1年間の売上高100億円以上かつ時価総額1,000億円以上	—	
財政状態	50億円以上	債務超過でないこと (改善期間:1年)	

② スタンダード市場

	新規上場基準	上場維持基準	経過措置（※）
株主数	400人以上	400人以上 （改善期間：1年）	150人以上 （改善期間：1年）
流通株式数	2,000単位以上	2,000単位以上 （改善期間：1年）	500単位以上 （改善期間：1年）
流通株式時価総額	10億円以上	10億円以上 （改善期間：1年）	2.5億円以上 （改善期間：1年）
流通株式比率	25%以上	25%以上 （改善期間：1年）	5%以上 （改善期間：1年）
売買高	—	月平均10単位以上 （改善期間：6か月）	
収益基盤	最近1年間の利益が1億円以上	—	
財政状態	正であること	債務超過でないこと （改善期間：1年）	

③ グロース市場

	新規上場基準	上場維持基準	経過措置（※）
株主数	150人以上	400人以上 （改善期間：1年）	150人以上 （改善期間：1年）
流通株式数	1,000単位以上	2,000単位以上 （改善期間：1年）	500単位以上 （改善期間：1年）
流通株式時価総額	5億円以上	10億円以上 （改善期間：1年）	2.5億円以上 （改善期間：1年）
流通株式比率	25%以上	25%以上 （改善期間：1年）	5%以上 （改善期間：1年）
売買高	—	月平均10単位以上 （改善期間：6か月）	
時価総額	—	上場から10年経過後 40億円以上 （改善期間：1年）	上場から10年経過後 5億円以上 （改善期間：1年）
財政状態	—	上場から3年経過後 債務超過でないこと （改善期間：1年）	

異なる市場区分への移行を希望する上場会社は、移行先の市場区分への上場を申請し、新規上場の際と同様の審査を受けることになります。

(※) 下記の区分に該当する上場会社は、当面の間、緩和された上場維持基準が適用されます。

移行日の前日における市場区分	移行日における市場区分
市場第一部	プレミアム市場
	スタンダード市場
市場第二部	スタンダード市場
マザーズ	グロース市場
JASDAQ スタンダード	スタンダード市場
JASDAQ グロース	グロース市場

上場維持基準の緩和措置を受けるためには、新市場区分の選択申請時に適合計画書を提出する必要があります。

2. スケジュール

今後の、具体的スケジュールは下記の通りです。

時期	内容	備考
2021年6月30日	移行基準日	上場会社に対して、新市場区分の選択に際し必要な手続や提出書類等を7月30日までに通知
2021年9月1日～12月30日	上場会社による新市場区分の選択申請に係る手続	新市場区分の上場維持基準と改訂コーポレート・ガバナンスコードを踏まえて市場区分を選択し申請する
2022年1月中	移行日に上場会社が所属する新市場区分を公表	東証ウェブサイトにおいて公表
2022年4月4日	一斉移行日	新市場区分への移行完了

上記の通り、各上場会社は2021年9月1日から12月30日までの間に、移行日において所属する市場として、プライム市場、スタンダード市場、グロース市場のいずれにするかを選択し、東証に申請する必要があります。

各上場会社は、新市場区分を選択する必要がありますが、審査対象となるケースがあります（下記参照）。

現在の市場区分	選択を行う市場		
	プライム市場	スタンダード市場	グロース市場
市場第一部	—	—	審査
市場第二部	審査	—	審査
マザーズ	審査	審査	—
JASDAQ スタンダード	審査	—	審査
JASDAQ グロース	審査	審査	—

上記のように審査対象となるケースは、審査期間を考慮に入れた早めの申請が必要となります（プライム市場・スタンダード市場では、2021年10月1日まで、グロース市場では2021年11月1日まで）。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703